

以下は放送通信機資材等の適合性評価に関する告示_第 2019-12 号から改正された箇所である。

附則<第 2019-14 号、2019.8.27>

(海上業務用の無線設備の技術基準)

第 1 条 (施行日) この告示は、告示した日から施行する。

第 2 条 (他の告示の改正) ①「放送通信機資材などの適合性評価に関する告示」別表 1 の第 1 号海上業務用無線設備の機器の 18 と、別表 7 の第 2 号型式表示に関する指定項目の 63 を次のようにする。

[別表 1]

適合性評価対象機材

(第 3 条関連)

海上業務用無線設備の機器

対象機材	適合性評価基準の適用分野					適合性評価の種類			機器コード	その他の事項	
	電磁両立性	無線	有線	電磁波人体保護		適合認証	適合登録				
				電磁波吸収率	電磁波強度		指定試験機関	自己試験			
18.短波帯のデジタル送受信装置	1)海岸局用	○	○				○			DHF1	
	2)船舶局用	○	○				○			DHF2	

[別表 7]

放送通信機資材などの形式記号表示方法

(第 5 条第項、第 8 条第 5 項、第 11 条第 2 項関連)

2.型式表示に関する指定項目

項目	機材	用途	使用環境	合格者	方式	周波数	送・受信の区別	電力	電波形式	チャンネル
63.短波帯のデジタル送受信装置	○	○	○	○		○	○	○	○	○

附則<第 2019-95 号、2019.12.5>

(申告せず開設することができる無線局の無線設備の技術基準)

第 1 条 (施行日) この告示は、告示した日から施行する。

第 2 条 (他の告示の改正) ①「放送通信機資材などの適合性評価に関する告示」の別表 1 に対象機材を次のように新設する。

[別表 1]

適合性評価対象機材

(第 3 条関連)

5. 申告せず開設することができる無線局の無線設備の技術基準

対象機材	適合性評価基準の適用分野					適合性評価の種類			機器コード	その他の事項	
	電磁両立性	無線	有線	電磁波人体保護		適合認証	適合登録				
				電磁波吸収率	電磁波強度		指定試験機関	自己試験			
4. 特定小出力無線機器	13) 災害警報放送用無線機器	○	○				○			CWB	
6. USN の無線機器	4) 940.1MHz~944.MHz 周波数帯域 (干渉回避技術などを使用)	○	○					○		USN4	

②<省略>

第 3 条省略